

# チャレンジなまち推進事業委託業務仕様書

## 1 委託業務名

チャレンジなまち推進事業委託業務

## 2 委託業務の目的

この業務は人口減少少子化対策の一環として、若者に選ばれる魅力あるまちづくりの取組を進めるために実施するものである。

本市においては就職を機に若者が転出するケースが多い。本市の就業構造上、若者の職業の選択肢が限られていることが要因の一つである。

そのため、本業務で若者が学びや多様な主体との交流を通して、創業や自己実現を図るための新たなプロジェクト等にチャレンジできる仕組みを構築する。

これにより、若者が「いちき串木野市では新しいことに挑戦・活躍できる」、また「楽しく仲間と取り組める」「取り組みが地域に喜ばれた」など、若者が、思いを同じくする仲間と切磋琢磨しつつ、自身の成長を実感できたり、地域への愛着を感じられたりするようにする。本業務を通して、若者が、新たな活躍の場を自ら生み出したり、発見したりしていくことで、本市における職業選択などキャリア形成の幅を広げ、まずは転出抑制を図ろうとするものである。

また、将来的にこうした仕組みを継続的に実施していくことで、いきいきと活動する若者がまちに増えていくことが、まちの魅力となり、若者の移住促進にもつながるとの考えから、本業務を市外にも強く発信していく。

## 3 業務を委託する期間

契約の日から令和8年3月31日までとする。

## 4 実施個所

いちき串木野市内

## 5 受注者が行う業務

本業務では、若者が本市において創業や自己実現を図るためのチャレンジに取り組み、かつその取り組みをサポートする仕組み(以下「育成塾」という。)を構築することとし、次の(1)から(4)を企画・運営すること。

### (1)育成塾における育成プログラムの実施

- ① 育成プログラムのターゲットは、高校2年生から30代までの育成塾への参加を希望する市民とする。
- ② 育成プログラムの参加定員を15名程度として募集すること。なお、参加定員に達しない場合、市外居住者を参加させることができる。
- ③ 育成プログラムの参加料は無料とする。ただし、⑤のフィールドワークに係る旅費や宿泊費が生じ

る場合は個人負担とする。なお、参加料は、令和7年度から令和9年度の間は事業 PR のため無料とするが、その後は育成塾の参加費として一人 10 万円程度を徴することを想定している。その想定参加費に見合う育成プログラムを提案すること。

- ④ 育成プログラムは、座学だけでなく、ワークショップ、フィールドワークなど実践的な学びの機会を含んだ内容とし、合わせて 10 回程度開催すること。なお、1 回あたり3時間以上とし、土日祝日の開催を原則とする。
- ⑤ 育成プログラムは、「2委託業務の目的」を達成するため、どのような内容やテーマがふさわしいかを検討し、全体構成、実施内容、育成手法、スケジュールを明示すること。
- ⑥ 座学の会場は、中央交流センター(いちき串木野市元町 236 番地)とし、市が用意する。

※その他市が用意する備品／長机、イス、大型モニターまたはプロジェクター・スクリーン

## (2) 専用ホームページの作成・運用・保守

育成塾の応募促進や、地域内外へ育成塾の周知につなげるため、育成塾専用のホームページを作成し、運営し、適切な保守を行うこと。ホームページのコンセプト、構成、コンテンツ、運用方針、運用体制、スケジュールを提案すること。

### ① 制作・運用に求める機能

- ・ 令和7年度の応募がホームページから可能なこと。
- ・ 応募促進に繋がるデザインやコンテンツであること。
- ・ コンテンツは令和7年度の取組等を随時掲載していくこと。掲載により、育成塾参加者の自信につながったり、ホームページを見た若者の参加意欲を喚起するコンテンツとすること。

### ② 保守に求める機能

- ・ 契約期間中、コンテンツ、CMSおよび独自開発したプログラムに対して保守が行える体制とすること。
- ・ ホームページに障害が発生した場合は、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査を行い、速やかに必要な障害復旧を行うこと。
- ・ ソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行った上で、バージョンアップ版の提供及びインストール作業を行うこと。

### ③ その他

- ・ ホームページの作成、コンテンツ更新、保守、サーバー経費など、ホームページに係るすべての経費は委託料に含むものとする。
- ・ 受託者による運営が終了するときは、本市が当該ホームページを引き継ぎ、管理・運用が可能な状態とすること。また、本業務で作成した成果物に関する全ての著作権については、全ていちき串木野市に無償で譲渡すること。

## (3) 受講生のコミュニティ形成

- ① 受講生の取組の成功率を高めたり、若者の地域における仲間づくりのため、受講生の相互支援や交流ができるコミュニティの形成を図り、コミュニティを継続できる仕組みを作ること。

#### (4) 受講生の支援体制の構築

##### ① メンター制度の導入

受講生を伴走支援するメンター制度を導入し、取組の成功率の向上を図ること。  
受講者が日常的に相談できる体制を整備すること。

#### (5) 協議・打合せ

##### ① 各業務を円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議・打合せを適宜行い、その協議事項について記録し、相互に確認すること。

### 6 受注者の義務

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、持てる知識、知見を十分に発揮して業務を遂行しなければならない。
- (2) 受注者はこれらの業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務の委託は市が承認したものであれば専門の業者等に再委託できるものとする。
- (3) 本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみ示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任をもって充足しなければならない。

### 7 積算内訳書の提出

受注者は、本仕様書に基づき、5受注者が行う業務に関する積算内訳書を市へ提出すること。

### 8 検査

受注者は、委託業務終了後、直ちに業務完了届並びに成果品を提出すること。成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ本市の検査を受けなければならない。

なお、検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

### 9 成果品

実施報告書 2部

実施内容、実施結果、課題等を整理して記載すること。なお、実施結果及び課題は、受講者等へアンケート等を実施したうえで作成すること。

### 10 支払条件等

委託料の支払いについては、実績に基づいて支払うこととする。ただし、委託業務の一部であつて既に完了した部分に相当する額については、本市と協議のうえ、部分払いを請求することができる。

## 11 提出先・問合せ先

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1

いちき串木野市役所 串木野庁舎2階

いちき串木野市企画政策課 企画調整係(担当:馬籠・大田)

TEL:0996-33-5628(直通) / FAX:0996-32-3124

## 12 その他

### (1) 疑義が生じた場合等の協議

仕様書の解釈について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事由が生じた場合、市と受注者は誠意をもって協議するものとする。災害やその他の不可抗力等、市及び受注者双方の責めに帰す事ができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業の可否について協議するものとする。

### (2) 受注者の取消し等

受注者により業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消し又は一部の停止を命じることができるものとする。この場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するとともに取り消した場合、次期受注者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。

### (3) 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法等の法令を遵守すること。